

営業許可申請書・営業届の 記載方法

北部保健所生活衛生課

1 日付及びあて名

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

別紙 1 - 1

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要

広島県北部保健所長 殿

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

- 申請する年月日を記入してください。
- 整理番号の記入は不要です。
- あて名は「広島県北部保健所長」としてください。
- 「営業許可申請書」か「営業届」のいずれかを○で囲んでください。
- 営業許可の場合は、「新規」か「継続」のいずれかを○で囲んでください。

2 申請者・届出者情報

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	年	月

- 個人の場合は御自身に関することを、法人の場合は登記上の情報を記入してください。
- 電子メールアドレスは、あれば記入してください。申請の受理や営業許可証の発行等をお知らせします。
- 個人の場合は、法人番号の記入は不要です。
- 申請者・届出者が法人である場合は、申請者・届出者氏名の欄には登記上の法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。職名の記入は不要です。
- 申請者が法人である場合は、生年月日の記入は不要です。

3 営業施設情報①

郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
電子メールアドレス：		
施設の所在地		
(ふりがな)		
施設の名称、屋号又は商号		
営		

- 電子メールアドレスは、あれば記入してください。
- 飲食店営業、魚介類販売業又は食肉処理業のうち、**自動車**で調理又は処理等を行う場合は、施設の所在地の欄に**自動車の車庫所在地**を記入してください。また、**車庫が県外にある場合**は、県内で主に営業を行う場所を記入してください。
- **露店による飲食店営業の場合**は、施設の所在地の欄に施設の保管場所の所在地を記入するとともに、営業区域をカッコ書きにより併記してください。(年間を通じた営業が、**特定の行事等の開催時に限られる場合**にあつては、当該行事開催場所等の所在地を記入してください。)また、**施設の保管場所が広島市、呉市、福山市又は県外にある場合**は、県内(広島市、呉市及び福山市を除く)で主に営業を行う場所を記入してください。
- 施設の名称等を特に設けない場合には、氏名(法人の場合は名称)を記入してください。
- 同一の申請者・届出者が複数の施設について申請・届出を行う場合には、それぞれを判別可能な名称を記入してください。

4 営業施設情報②

営業施設情報	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 <small>※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。</small>	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	

- 食品衛生責任者養成講習会を受講した者を食品衛生責任者とする場合は、資格の種類欄には記入せず、受講した講習会の欄に会場の名称及び受講した年月日を記入してください。
- 主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装の欄には、飲食店営業の場合には、「調理食品」等と記入してください。
- **自動販売機の場合**は、自動販売機の型番の欄に機種名及び固有の機番を記入してください。
- 業態の欄には、飲食店営業の場合には、「食堂・レストラン」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「喫茶店」、「お好み焼店」等と記入してください。
- **自動車又は露店による飲食店営業の場合**は、業態の欄に取扱品目を記載してください。

5 営業施設情報③

HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
----------	---

- 「HACCPに基づく衛生管理」とは、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取り組みのことです。食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行います。
- 小規模事業者等の場合は、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を選択することができます。

6 業種に応じた情報①

業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>

- 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等(プエラリア・ミリフィリカ, コレウス・フォルスコリー, ドオウレン, ブラックコホシュ)を含有する食品を取り扱う場合は、該当するチェック欄に記入してください。
- 海外に輸出する食品を取り扱う場合は、該当するチェック欄に記入してください。

7 営業届出

営業届出		営業の形態	備考
1			
2			
3			

- 営業許可の対象となっていない業種を営む場合は、主たる営業を記入してください。
- 複数の業種を営む場合は、添付用紙「営業内容一覧」を記入して添付してください。
- 次の業種については、届出不要です。
 - 農家・漁業者が行う採取の一部と見なせる行為
 - 常温で長期保存可能な包装食品の販売業
 - 1回の提供食数が20食未満の営業以外の給食施設
 - 食品等の貯蔵または運搬のみをする営業（冷凍・冷蔵倉庫業を除く）
 - 食品等の輸入業
 - 器具容器包装の輸入又は販売業
 - 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業

8 担当者

担当者	(ふりがな)	電話番号
	担当者氏名	

- 営業許可申請・営業届出において保健所との窓口を担当される方の氏名及び電話番号を記入してください。
- 電話番号は、連絡のつきやすいものを記入してください

9 申請者・届出者情報

【裏面（網掛け箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係	該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>

- 営業届出のみの場合は記入不要です。
- 該当する事項がある場合は、チェック欄に記入してください。
- なお、1つでも該当する場合は、許可できません。

10 営業施設情報

営業施設情報	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング	
	(ふりがな)	資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会
		講習会名称 年 月 日

- 営業届出のみの場合は記入不要です。
- 食品衛生法施行令第13条に規定する(食品衛生管理者の選任を要する)食品又は添加物を製造等する場合は、該当するチェック欄に記入してください。
- 該当する食品又は添加物を製造する場合は、選任する食品衛生管理者の氏名を記入してください。
- 資格の種類欄には、食品衛生管理者の要件に該当する資格の名称を記入してください。
- 登録講習会の課程修了により食品衛生管理者の資格要件を満たした場合、受講した講習会の欄に名称及び受講年月日を記入してください。

1 1 業種に応じた情報②

業種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設 <input type="checkbox"/>	
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等

- 営業届出のみの場合は記入不要です。
- 次の営業許可を申請する場合は、それぞれ該当するチェック欄に記入してください。
 - 飲食店営業のうち、そのままの状態で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする施設
 - 飲食店営業，食肉販売業，食肉処理業，複合型そうざい製造業，複合型冷凍食品製造業のうち，生食用食肉の加工又は調理を行う施設
 - 飲食店営業，魚介類販売業，水産食品製造業，複合型そうざい製造業，複合型冷凍食品製造業のうち，ふぐの処理を行う施設
- ふぐの処理を行う営業を申請する場合は、ふぐ処理者氏名を記入してください。
- 認定番号等の欄には、広島県知事から交付されたふぐ処理者免許の免許年月日及び免許番号を記入してください。

1 2 添付書類

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 営業届出のみの場合は記入不要です。
- 施設の構造及び設備を示す図面を添付し、該当するチェック欄に記入してください。
- 貯水槽から供給される水や井戸水等を使用する場合は、飲用に適する水の基準に適合することを示す水質検査の結果を証する書類の写しを添付し、該当するチェック欄に記入してください。
- 食品衛生責任者の資格を有することを証する書類、食品衛生責任者養成講習会受講申込書、又は食品衛生協会が発行した食品衛生責任者名を記したプレートの写しを添付し、チェック欄にその旨を記載してください。
- 製造業の許可を申請する場合は、製造する食品の製造工程図を添付し、チェック欄にその旨を記載してください。
- 事業譲渡の場合であって、かつ施設の構造及び設備を示す図面に変更がなく添付を省略する場合は、事業譲渡契約書等の写しを添付し、チェック欄にその旨を記載してください。
- 自動車調理又は処理等を行う場合は、自動車検査証の写しを添付し、チェック欄にその旨を記載してください。
- 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写しを添付し、チェック欄にその旨を記載してください。

1 3 事業譲渡

事業譲渡 営業を譲り受けたことを証する旨

- 営業届出のみの場合は記入不要です。
- 事業譲渡の場合であって、かつ施設の構造及び設備を示す図面に変更がなく添付を省略する場合は、事業譲渡契約が発効した年月日及び直前にその営業について許可を有していた者の氏名（法人の場合は名称）並びに営業を譲り受けた旨を記載してください。

1 4 営業許可業種

	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
営業許可業種	1		
	2		
	3		
	4		

- 営業届出のみの場合は記入不要です。
- 新たに営業を始める場合は、許可番号及び許可年月日の欄は記入不要です。
- 営業の種類の際は、担当職員がご案内する業種名を記入してください。
- **自動車**で調理又は処理を行う場合は、備考欄に営業区域及び「自動車(簡易な営業又は大量の水を要しない/要する営業の別)」を記入してください。さらに、**自動車の車庫が県外にある場合は、その所在地**を記入してください。
- **露店による飲食店営業の場合**は、備考欄に「露店による営業」及び次のいずれかの取扱品目を記入してください。さらに、**施設の保管場所が広島市、呉市、福山市又は県外にある場合は、その所在地**を記入してください。
 - 既製品(そのまま喫食可能な食品)を開封、加温、盛り付け等して提供するもの
 - 半製品を簡易な最終調理を行い提供するもの
 - 既製品を注ぎ分けるもの、またはコーヒー、紅茶等を熱湯により抽出し提供するもの
- 営業の形態や取扱う食品の種類によっては、**他にも備考欄の記入が必要な場合があります。**この場合は、担当職員がご案内します。

15 備考

備考	食品衛生申請等システムへの登録についての同意	<input type="checkbox"/>	
	オープンデータとしての公開について		
	申請者氏名	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	申請者住所	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	施設の名称, 屋号又は商号	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	施設の所在地	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	施設の電話番号	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開

- この申請書／届出書は、厚生労働省食品衛生申請等システムを介してオンラインで提出できます（北部総務事務所又は三次／庄原食品衛生協会の窓口で手数料を納入することで手続きが完了します）。
- 紙により提出する場合は、保健所の職員が代理入力するので、同意のチェック欄に記入してください。
- 申請者氏名、申請者住所、施設の名称等、施設の所在地及び施設の電話番号は、厚生労働省のホームページから閲覧可能になります。このため、項目ごとに公開／非公開のいずれかを選択の上、該当するチェック欄に記入してください。

<参考> 広島県情報公開条例に基づく取扱いは、次のとおり*です。

- **個人の住所⇒個人情報に該当するため不開示**
- **携帯電話番号⇒個人情報に該当するため不開示**
- **その他⇒開示**

(※ 保健所ホームページの「食品営業許可施設一覧」も同様)